

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた第1号被保険者に係る
介護保険料の減免の特例について

健康福祉部 元気高齢課

1 対象となる介護保険料

令和4年度相当分の保険料であって、令和4年度末に介護保険の資格を取得したこと等により令和5年4月以後に普通徴収の納期限が設定されているもの。

2 対象となる被保険者及び減免額

次の(1)又は(2)のいずれかに該当する第1号被保険者

(1) 新型コロナウイルス感染症により、その属する世帯の主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った第1号被保険者 ⇒ 全額免除

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和4年中における主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入（以下「事業収入等」という。）が減少した、次の要件の全てに該当する第1号被保険者

⇒ 一部を減免

【要件】

ア 事業収入等のうち収入の種類ごとに見た収入のいずれかが、令和3年中に比べて30%（3割）以上減少していること。

イ 減少した事業収入等に係る所得以外の令和3年中の所得の合計額が400万円以下であること。

【減免額の計算式】

（表1）で算出した対象保険料額に（表2）の令和3年中の合計所得金額の区分に応じた減免割合を乗じて得た額

対象保険料額（ $A \times B / C$ ）× 減免割合（ D ）＝ 減免額

(表 1)

対象保険料額 = $A \times B / C$
A : 当該第 1 号被保険者の保険料額
B : 第 1 号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の減少した事業収入等に係る令和 3 年中の所得額
C : 第 1 号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の令和 3 年中の合計所得金額

(表 2)

令和 3 年中の合計所得金額	減免割合 (D)
210 万円以下	全 部
210 万円超	10 分の 8

ただし、事業等の廃止や失業の場合は、令和 3 年中の合計所得金額にかかわらず、対象保険料額の全部を免除する。

3 減免に要する費用に対する財政支援

国の算定基準により減免を行った費用について、介護保険特別調整交付金により、財政支援が予定されている。